

令和7年度答申第26号
令和7年8月18日

諮問番号 令和7年度諮問第39号（令和7年7月4日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号の規定に基づく認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたって当該事業を行っていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内

に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものとする旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったこととする旨規定し、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号）8条は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和6年10月2日、処分庁に対し、B社（以下「本件会社」という。）の元労働者であるとして、本件会社が賃確令2条2項の中小企業事業主であって、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことについて認定を求める本件認定申請をした。

（認定申請書）

- (2) 処分庁は、令和7年1月10日付けで、本件認定申請につき、「取引及び雇用契約が現在も継続しており、事業活動が停止したとは認められないため。」との理由を付して、本件不認定処分をした。

（不認定通知書）

- (3) 審査請求人は、令和7年3月10日、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (4) 審査庁は、令和7年7月4日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

裁判所での退職金不払の訴訟の場で、相手方代理人の弁護士より現在倒産手

続を行うことがほぼ決定している事実が明らかになったため、本件不認定処分
の取消しを求める。

(審査請求書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件においては、審査請求人が、本件会社が破産手続を行うことがほぼ決
定している旨主張していることから、処分庁が「事業活動が停止したもの
とは認められない」として本件認定申請を不認定とした本件不認定処分の適否
について判断する必要がある。
- 2 本件に関しては、以下の事実が認められる。
 - (1) 令和7年1月7日の本件会社への臨検調査において、事業場が閉鎖してい
る様子は認められず、代表取締役C（以下「本件代表取締役」という。）が
事業を閉鎖する意思がない。
 - (2) 令和6年11月11日から令和7年1月7日までの期間において、労働
者11名が本件会社に出社している。
 - (3) 上記(2)の労働者11名に対する令和6年12月度分の賃金が各人に
支払われている。
 - (4) 令和6年12月9日及び同月27日に、本件会社が納品した商品の受領
書に、販売先が受領印を押下している。
 - (5) 令和7年1月14日付けの履歴事項全部証明書において、本件会社が移
転した記録は認められず、事業閉鎖の事実は認められない。
- 3 上記2で認定した事実を総合的に勘案すれば、本件認定申請がなされた時
点以降においても、労働者11名に賃金を支払っていること、本件会社が納
品した商品の受領書が存在していること、本件代表取締役が事業を継続する
意思を有していること等、本件会社の事業活動が停止している状態であると
認定することは困難である。以上より、本件不認定処分に違法又は不当な点
は認められない。
- 4 よって、本件審査請求には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべ
きである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について
本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認
めるべき点はうかがわれない。

2 本件不認定処分の適法性及び妥当性について

(1) 賃確法7条及び賃確令2条1項4号の規定に基づく認定を受けるためには、事業主が、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことが必要であり、その認定に当たっては、事業主の活動内容を総合的に考慮して判断すべきものである。

(2) 本件において、本件会社の事業活動については、以下の事実が認められる。

ア 本件会社は、主として各種連続伝票用紙の製造及び販売並びに不動産賃貸事業を営む会社である。

(履歴事項全部証明書、聴取書(本件代表取締役に係るもの))

イ 本件代表取締役は、令和7年1月7日に本件会社のD営業所(審査請求人が勤務していた事業場)に対する臨検調査において、A労働基準監督署の担当官に対し、事業活動は継続していること、今後も事業を閉鎖する予定はないことを表明している。

(聴取書(本件代表取締役に係るもの)、処理経過)

ウ 本件代表取締役が上記イの際に提出した令和6年11月、12月及び令和7年1月のタイムカード並びに令和6年12月度分の給与台帳によれば、同時点で労働者11名が在籍しており臨検調査当日も出勤していたこと及び令和6年12月度分の賃金が各人に支払われていることを確認できる。

(タイムカード、給与台帳、処理経過)

エ 本件代表取締役が令和7年1月9日に提出した令和6年12月9日及び同月27日付けで発行された受領書によれば、本件会社が納品した商品につき、販売先が受領印を押下しており、取引は継続していることを確認できる。

(処理経過、受領書)

なお、前記第1の4において、審査請求人は、本件会社の代理人弁護士が倒産手続を行う旨申し述べたと主張するものの、それを裏付ける証拠書類の提出はない。

(3) 上記(2)の事実を照らすと、本件会社については、本件不認定処分当時、事業場が存在しており、労働者11名が雇用され直近の賃金が支払われていること、取引先との取引が継続していること、本件代表取締役も事業活動継続の意思を表明していることを総合的に判断すれば、事業主が、事業活

動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払い能力がない状態になっているとは認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件不認定処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康		史
委	員	羽	田	淳		一